

産業建設常任委員会記録

令和5年9月11日

【開催日】 令和5年9月11日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時7分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	水道事業管理者	川地諭
水道局副局長	伊藤清貴	水道局次長兼施設維持課長	伊東修一
水道局次長兼工事管理課長	江本浩章	水道局総務課長	岡秀昭
水道局総務課主幹	矢田創	水道局業務課長	飯田栄二
水道局工事管理課技監	篠原智士	水道局施設維持課技監	羽根敏昭
水道局浄水課長	平野宏明		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第63号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道）
- 2 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について
- 3 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開

会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。それでは、議案第63号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、9月7日からの継続審査がありますが、委員の質疑を求めます。

伊藤水道局副局長 9月7日の産業建設常任委員会において、山口県内の水道料金の順位と類似団体の順位のお話をさせていただいております。山口県内のものにつきましては、資料にありますので割愛させていただきますが、類似団体につきましては口頭のみでの説明でしたので、若干説明させていただきたいと思います。資料はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは説明させていただきます。類似団体の水道料金比較表ということで、この間、お話しさせていただきましたのは、39団体あるということで、条件といたしましては、給水人口区分は5万人から10万人、水源別区分は受水、有収水量密度別区分は基準以下としております。この三つの条件に当てはまる団体が39位ありまして、現行料金でいきますと高いほうから34位、全国的に言いますと、比較的安い部類に入っているということでございます。これを私どもが提示している新料金でいきますと19位で、経過措置の料金でいきますと20位ということになっております。新しい料金にすると、中庸ぐらいのところに位置すると御理解いただければと思います。

藤岡修美委員長 この資料について、質疑を受けたいと思います。

中村博行委員 今の説明でちょっと分からないんですけど、現行料金でいくと39位中の34位と。新料金になると、19位、20位と、上がるわけですか。

伊藤水道局副局長 新料金は値上げになりますので、そういう意味で順位は上がります。先ほど十分説明していなかったんですが、これの基準としましては、一般家庭、つまり両親と子供2人の4人家族で、1か月で20

立方メートル使うというものを基準にして出しております。

中村博行委員 勘違いしたんですけど、新料金というのは、激変緩和を含めた料金と考えていいですか。

伊藤水道局副局長 そうですね。激変緩和でいきますと、経過措置というところで20位ということになります。

恒松恵子委員 これは全国に類似団体は39団体だけという解釈で、ほかにはもうないと考えてよろしいですか。

伊藤水道局副局長 市だけではなくて、企業団なども含めての団体としては、39あると御理解いただければと思います。

藤岡修美委員長 それでは、議案第63号につきまして、資料等々に目を通される時間はしっかりあったと思いますので、全般的に質疑を受けたいと思います。

中村博行委員 財政計画の中で、建設改良費が令和6年の7億8,000万円から9億円、10億円、以下ずっと続いているんですけど、これはどういう根拠で建設改良費を予定されたのでしょうか。

岡水道局総務課長 料金改定資料の19ページになります。3資料(5)財政計画の資本的収支の建設改良費の税抜額、令和6年度のところを見ていきますと7億1,007万4,000円、その隣の令和7年度が8億8,194万8,000円となっております。こちらは、令和6年度から更新事業は行います。ただし、業者の体制や私どもの体制を整えるいとまが要りますので、当初4年間については、事業費を若干抑え気味にしておりますけれども、料金改定期間の8年間のうちで追いつくような形になっております。後半の令和8年度、9年度、10年度のところを見て

いただきますと、9億5,000万円を前後するという形にしております。なお、更新事業に係る建設改良費が税抜で8億7,400万円ですが、アセットマネジメントに入れてない事業費、例えば、水質検査機器、事務機器、料金調定請求システム、財政システム等は、平均で年間1,000万円は必要であろうということで、こちらの税抜額に乗せております。

矢田松夫委員　ごく簡単な質問をいたします。水道料金改定資料を最後までゆっくり見ました。老朽化した配水管路の修理費の試算も理解しました。人口減少と有収水量についても理解しました。しかしながら、7、8ページにかけて、改定料金の試算が示されていて、この中では、さっき言った数字ばかりの試算がずっと出ています。その中では、いわゆる経営努力というか、自助努力については、どこのページにも示されていない。特に7、8ページにかけては、働く人へのしわ寄せ、職員の定数削減だけがコスト削減であるとしか書いていないんですよ。ほかにどのように経営努力をしていくのか、あるいは、自助努力するのか等についてどのページにどのように書いてあるのか示していただきたい。

岡水道局総務課長　今おっしゃったのが御指摘のあったページでございます。特に、8ページの(1)ですけれども、⑧水道局のコスト削減策として、職員定数の削減については、1名だけなのですが、その他の経常費用についても、コスト削減を徹底した上で財政計画を作成すると記載しております。ただ、前回、お示ししたとおり、平成17年度からの給水収益の落ち込みが激しかったもので、現在においても、コスト削減というのは進めているつもりです。それに加えて、プラスアルファ何かをすることですけれども、財政計画上、数字が小さいもので表立って現れておりません。資料19ページの真ん中辺り、収益的収支の支出の部の委託料という欄がございます。令和6年度、7年度の2か年で、委託料のうち、主には水道施設、草刈り業務等々は外注を直営にできないかというところで、効果自体は年間87万円、90万円弱ぐらいにとどまり

ます。ただし、委託料の中には電気設備の保守点検、水質検査に関わる委託料など、特殊な能力というか、資格がないとできないものもござい
ますので、一律何パーセントを削減するというのは困難な状況でござい
ます。ですから、私どもができるところから、たった2か年ですけれど
も、コストの削減を行うということでございます。その他の費用につき
ましては、毎年の予算、決算の段階で十分精査しております。その年度
途中の執行についても、厳しく規制しているつもりでございまして、
大きく削減するというのがなかなか出しにくい状況ではございます。

矢田松夫委員　あまりよく意味が分からないけど、この2ページ、2段しか書
いていない。これで、「そうだ、仕方ないね」となるのかですね。自分
のぜい肉は自分で落とすしかないですが、それがあまり見えてないと。
だから、それを具体的に出さなければ、水道局も大変だなと、ただ単に
有収水量と人口の減少だけではなくて、自らが経営努力しているんだな
と、そういうことがあまり出ていないんです。もう少し詳しく載せるべ
きだろうと思うんですが、そこを見ても分かるでしょう。2段しか書い
ていないんです。草刈りなどだけではなくて、それも見てみると、令和
7年度になると、また上がっていますよね。だから、ほかに具体的なも
のはないんですか。定数削減は1名したと。その結果、どんなしわ寄せ
があるのかというのは分からないけど、定数削減すればするほど、1人
分の仕事が増えるわけですから。薬品を共同購入するなど、一番は宇部
市との広域合併が破綻になったことですが、それ以外で、自助努力する
ものがこの中で示されてないことについて、私は非常に不満であるとい
うことです。もっと説得力ある回答ができないですか。

川地水道事業管理者　これに関しては、財政計画ですので、これからの内容と
いったものを記しておりますが、これまでの実績といたしましては、財
政計画書上で記載させていただいております。職員の人数の削減ですと
か、あるいは検針委託の民間委託とか、そういったことをやっておりま
す。今後のことですけども、このように建設事業がかなり膨大になると

いうことは分かっておりますが、なるべく職員の数を増やさない中でや
っていきこうと。逆に1名減となっておりますけども、先ほどの質問にも
ございましたが、建設事業費はかなりの量になってきます。今の体制の
中で、これをどうにかして物件費、人件費が上がる中でやっていきこうと
いうのが1点。それから、システムの関係がございます。財務システム
など、いろいろなシステムがありますけど、これを統一化したシステム
で、令和6年度からやっていけないかということで、今考えております
が、申し訳ありません。残念ながら、具体的な数値はまだ申し上げられ
ませんので、この表には入れておりません。それから、宇部市との連携
でございますけども、破綻ではなくて、あくまでも事業統合の一旦休止
ということでございます。広域化につきましても、今後、宇部市と協議
をしてまいる所存でございます。浄水場につきましても、県と一緒に協
議を進めながら、技術的にできるものがあれば、それを進めていきます
し、それ以外にも経費節減できるものについては、今後も宇部市と定期
的に話していきこうという形になっております。それが何かということは、
この場ではまだはっきり具体策がございませんけども、毎回毎回、そう
いった努力を随時やっていきこうと考えておる次第でございます。

中島好人委員 今の質問に関連しますけども、前にも言ったかもしれませんが
ども、地方公営企業法第17条の2には、能率的な経営を行っても、そ
の事業で採算をとることが困難であれば、一般会計からの出資や負担に
よることができるという項目があるわけですが、能率的な経営を行
ってきたかどうかという質疑に対して、職員の削減とか委託料とかシス
テムがあるよと。もういっぱい努力しているということで、そういうこ
とが推し進められると。職員の人数を増やさないとありましたけども、
労働強化との兼ね合いとか、あるいは、今後、技術者の確保なども必要
にはなってくるだろうと。そういう努力の過程の中でも、なおかつ採算
が取れないところでは、一般会計から負担できるという規定になってい
ますけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

川地水道事業管理者 この出資については、施行令等々がございまして、地方公営企業法第 17 条に具体例が出ておるんですけども、残念ながら、その中には水道関係についてはありません。ただ、ないからといって、水道事業が全くその適用がないのかということはないだろうと。先ほど中島委員から御質問がありましたけども、私どもとしては、能率的な経営に一生懸命努力をしているつもりでございます。そういった中でも、やはり給水義務というのが私どもにはあります。市民の方々が家を建てれば、給水契約は必ずしなければならないことになりますので、私たちもそれに向けて一生懸命努力するつもりです。そうすると、なかなか経費もかかってきますので、財源の確保という形になりますけども、第 17 条につきましては、とにかく一生懸命やっても水道事業では追いつかないというものが対象となります。他の団体もそうですけども、一般会計との協議となると、やはりシビアな問題がございまして、一番の目的である基本料金でやりなさいという形が大前提でございますので、私どもはそれに向けてやってきたところです。ただ、このたびは、こういった現在の社会経済情勢の中で、市長が財政支援を 4 年間やってくださるということになりましたので、第 17 条あるいは第 18 条にもかかってくるのですが、それが財政支援措置になります。ただ、これについては、あくまでも基準外繰出ですので、ずっとこれを定型的にしていだけるとは私どもも思っていないです。そうすると独立の原則が崩れてしまいますので、やはり私どもが基本的な計画を立てて、それに基づいて適正に料金改定を行いながら、健全な経営に努めていって、持続可能な水道システムをつくり上げていきたい所存でございます。

中島好人委員 議案第 63 号の基本的な問題ですけども、議案というものは、本会議場で上程されて審議されるものですよね。それが、この議案説明では、料金改定の特例として 4 年間、改定に伴う激変緩和措置を設定しており、改正により、平均改定率は 119.4% から、経過措置期間内で 112.9% と。これは、おかしいんじゃないかと。今言ったように、議案が上程されて、委員会で審議されて、委員からいろいろな質疑を受け

て、これは激変緩和しなければいけないなということで、市長が英断したんだというなら分かるけど、上程の段階では、激変緩和ではなくて、112.9%を原案として提出するのが筋ではないかと思います。この議案は、二つのことを同時に上程している内容になりはしないですか。

古川副市長 議案の提出権は市長にございまして、こういう議案の提出も可能でございます。何ら問題ないと考えます。

中島好人委員 議案が提出されて、委員会で審議するわけですが、やはり審議の過程を通じて、激変緩和が必要だと判断して、結果、緩和の上程をし直すという流れだと思うんです。問題ないと言われるけど、どうも筋が違うのではないかと感じます。

古川副市長 本会議で議員の質問にもございましたが、この附則第4項の規定についてどうかと聞かれまして、私がずっと財政計画なりアセットマネジメントなりを説明する中で、議員からもいろいろ御指摘がありました。また、今の社会経済情勢、物価高騰、ガソリンの値上げ、人勧等々で給料は3%上がっておりますけど、やはり、市民生活に影響を及ぼすということを総合的に勘案して、これも基本的に議員の委員会等々でのお話、勉強会等々でのお話もある中で、総合的に判断して、今回の上程になったということでございます。

中島好人委員 だから、審議というのは、本会議場で議案が提出されて、それから審議に入るわけでしょう。議案が提出される前の勉強会などで意見が出ていた。それだったら、この119.4%は何だったのかとなってしまうんじゃないかな。

川地水道事業管理者 水道料金の料金改定というのは、分担金等々に関する事項ですので、地方自治法第228条に基づく条例で、議会の議決が要るということで、あくまでも議会の専決事項になります。したがって、

前回も水道料金の改定議案を上げましたけども、そのときは全て同一の議会の中で、アセットマネジメントや財政計画等を説明しても、なかなか御理解を得られませんでした。私どもはその反省点から、まず、議員の皆様方、これは市民の皆さん方もそうですけど、現状をお示しして、今後、必要となる事業費をアセットマネジメントによって把握して、皆様方に御説明させていただきました。その次に、アセットマネジメントで出た建設事業費をどのようにしてやっていくのかというのを40年間、それから12年間の財政計画でお示しさせていただきました。これらの資料を議案とともに提出すると、やはりなかなか集中審議だと難しゅうございますので、私どもはあらかじめ皆様方に御理解いただけるように財政計画についても、このような形になりますと、財源はこのぐらい足りません、試算すると、このぐらいの率に上がりますよと御説明させていただきました。それに加えて、現在の社会経済情勢ですので、この率もどうなのかというのを議員の皆様方にいろいろ御意見を聞いた中で、最終的に私どもが料率を決めさせていただくことになりました。あくまでも今回の条例の本則は、119.4%でございます。ただ、経過措置として経済情勢を鑑みて、附則で4年間は下げますよということで、二つの条例ではございません。あくまでも119.4%は本則で、経過措置として4年間、112.9%を適用させるという形になっておりますので、中島委員が言われる内容とは意味合いが若干違うのではないかと思います。そういった形で、私どもはとにかく議員の皆さん方に丁寧に丁寧に説明させていただいて、御理解いただいて、どのような形であれば、こういった安全なシステムを構築できるのかということを一生涯懸命考えながら、ここまで説明し、協議させていただいたものでございます。

中島好人委員 言っていることは分かります。僕は議会ルール上の話をしている。副市長は何ら問題ないと言いましたけど、その根拠は何ですか。僕らとしては、本会議で初めて提案されて、委員会でいろいろ審議していくと。だから、前の学習会とか、前の話とかではないわけ。議案を本会議に提出されてからが審議の内容です。審議の中で、これは激変緩和の

必要性があるなと判断されて、それで出されるなら話が分かりますけど、その審議過程を飛ばして、同時にぱっと出る。119.4%と112.9%が同時に出る。これはおかしいのではないかと単純に思うわけ。

古川副市長 多分、中島委員は、119.4%で出して、審議の中で激変緩和というような措置をするのが筋ではないかと言われる言い方であると思いますが、やはり出し方として、119.4%が必要です。しかしながら、昨今の社会情勢の中で、激変緩和するという政策的な措置の条項を盛り込んで、条例案として提出することに対して、いささかも疑問も何もないと執行部は考えます。

中島好人委員 僕は議会軽視も甚だしいという感じを受けます。なぜかという、議会審議の中で、112.9%ではなくて、110%の必要性が委員の中から出るかも分かりませんし、そういう過程を経て決定されていくなら分かるけど、同時に出ているというのは、何となく、やはり議会軽視につながるのではないかと感じます。

古川副市長 私どもが119.4%を激変緩和と出した条例を審査されて、もう激変緩和の措置は要らないと、議会で修正議決されても何ら問題ございません。山陽小野田市議会は、委員会至上主義をとっておられますので、議案を素直にこの委員会で審査していただくのが、一番重要なことだと考えます。

中島好人委員 僕はそういう中身の話をしているわけではないですよ。なら、この119.4%を出す必要があるのか。激変緩和も必要があるのか。ただ、水道料金をいろいろ考慮して、112.9%の料金改定を提案して審議すれば、まさにそのとおりじゃないかな。

川地水道事業管理者 財政計画でもお示ししておりますけども、この8年間は119.4%相当の財源を要するという財政計画を私どもは出しております

す。ですから、本則で119.4%ですよと。ただ、この4年間は119.4%の財源が要るんですけども、その約3分の1程度は、市からの、先ほど委員が言われた地方公営企業法の関連の出資金等々で賄って、残りの3分の2を料率改正で確保するという事で、トータル119.4%の財源は要るんですよ。それを、私どもはいろいろな議員の声をお聞きしながら、条例で現況に見合う形で出しましょうとしただけであって、副市長が言われるように、最終的に議案として119.4%、経過措置で112.9%という形で出させていただいたわけですので、私どもの趣旨を御理解いただければと思います。

中島好人委員 よく理解しています。僕は、ここの中身でなくて、出し方の基本的な問題を言っているわけですから、平行線になるので、これはこれで僕の考えにとどめておきます。

伊藤水道局副局長 すみません。先ほど、類似団体の御説明をさせていただきましたが、資料にミスがありましたので、訂正させていただきます。経過措置を20番目と、先ほど御説明させていただきました。金額が3,608円ということで、20番目になっているということだったんですけど、これは3,432円でした。後ほど、議員の皆様にもう一度、資料を御提出させていただこうと思います。ですので、順番で言いますと23、24の間、福岡県柳川市と富山県射水市の間のところに順位が来ることになります。大変申し訳ございませんでした。金額をもう一度申し上げます。3,608円ではなくて、3,432円です。大変申し訳ありませんでした。

藤岡修美委員長 ここで換気のため、5分休憩いたします。45分再開します。

午前9時37分 休憩

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。委員の質疑を求めます。

森山喜久委員 先ほど、水道事業体の類似団体の料金順位の関係を説明いただきました。それを基にして、今回、改正資料で出された資料 3、20 ページや 21 ページにある本則 19.4%の説明を改めてお願いします。

岡水道局総務課長 資料 3（6）口径別料金、新旧比較表（税抜 2 か月）という資料でございます。20 ページでございます。表の見方としては、左手のほうが現行料金の料金表、四角囲みの中が料金表になっております。右手のほうが、今回の条例改正案の本則 19.4%の料金表になっております。それぞれ太字で書いているところが、改正があるところでございます。各口径の基本料金全てと従量料金につきましても、各単価太字にしております、値上げという形になっております。この四角囲みの下のほうに小さい文字が並んでおりますけれども、真ん中の試算水量というのを基に上の四角囲みの料金を当てはめて、2 か月税抜の料金が幾らになるかというのを、右と左で比較していただくために作っております。資料の中では、試算水量のすぐ隣に「φ 13 差額」と薄い文字で書いております。こちらは、一番ユーザーが多い 13 ミリメートル口径につきまして、新旧の差額を載せております。条例自体は、1 か月料金で消費税込みの値段で表記しております。ですから、今回の条例改正案も 1 か月税込みの料金になっております。ただ、この 3、資料編につきましては、料金に関することは全て 2 か月料金の税抜きにしております。と申しますが、収益に直接かかるのが税抜の料金であるということ、加えて、一般市民の方々には 1 か月料金を計算したものを 2 か月合算で請求しますので、お手元に届く請求書の金額となりますと、値上がりしたなと実感されるのは、2 か月の料金が初めて届いたときだと思っておりますので、2 か月料金にしております。この羅列している金額に消費税を掛けたものが、新たな請求額になると捉えていただけたらと思います。

森山喜久委員　本則の１９．４％でいえば、２か月分の税抜価格で１３ミリメートル口径のところであれば、２，５８０円が基本料金になるけれど、実際に皆さん方に請求するときは、税込み１．１を掛けた２，８３８円になると。また、今回の議案で新旧対照表があり、改正後で、一般用１３ミリメートル口径は、４立方メートルまで１，４１９円と書いてあるのは、あくまで税込だと。これの２か月分が２，８３８円になるということで、その辺が私たちのほうでも勘違いしやすいんですけど、税込、税抜、１か月、２か月の違いがあるということですのでよろしいですね。

岡水道局総務課長　はい、御指摘のとおりでございます。条例上は税込１か月計算ですから、新旧対照表も含めて、税込み１か月の表記となっております。

恒松恵子委員　占める割合は少ないですし、口径別の配賦のバランスの是正なども計画してございますけれども、例えば、事業所において、事業量の変化とか事業縮小において、契約時より水道の使用量が減少して、小さい口径に変更が可能な場合があると思うんです。減径して、基本料金を下げようとする場合があると思うんですが、その情報を知らない方が多いと思います。どのように情報提供されていらっしゃるのでしょうか。例えば、口径を４０ミリメートルから２５ミリメートルに下げたら、基本料金が安くなるというような情報は、なかなか事業者には届いていないような気がするんですが、現在、情報提供はされているのか、まだされていないのか、教えてください。

伊東水道局次長兼施設維持課長　まず、給水工事の申請が出るときは、１日当たりどれぐらいの水を使用しますという計画水量が出てきて、その計画水量に見合った口径のメーターがつくようになります。使用形態が変わってきて、例えば、海苔屋をやっていたのが、海苔をやめて、普通の家になりましたよというときは、その申請者の方から相談があって、２５

ミリメートル口径を20ミリメートル口径にはできますよと、使用量の限度があるんですけどね。それで、口径の減径の申請を上げてもらうようになっていますが、使用量が減ったら、メーターを小さくできますよという、その辺の周知はしておりません。

岡水道局総務課長 補足ですけれども、平成21年度に旧市町の料金を統一いたしました。そのときに旧山陽町のほうは、海苔屋がそのまま廃業されても、25ミリメートル口径をつけていらっしゃるところが多かったもので、その際に、個別に御案内を差し上げて、ほとんどのお宅で減径されております。ですから、海苔屋に関しては、そのときにある程度解消していると捉えております。

恒松恵子委員 海苔屋の例があったということで、水道料金が改定されると、事業者が基本料金だけでも下げようかということで見直しを考えた場合、例えば、工事業者や手続の相談など専用の窓口を設けることは考えていらっしゃいませんか。

伊藤水道局副局長 水量が減った場合には、基本的に業務課がメーターの管理をしておりますので、そこで検針の数値を見て把握しております。あまりにも量が減っている場合には、場合によっては通知等もしておりますが、最終的には協議をして減径という形をとっていくようになります。ただ、先ほど課長が申し上げましたように、大々的な口径変更は周知しておりませんので、そのような事例が起きた場合につきましては、今後検討していきたいと思います。

中岡英二副委員長 人口減少がこれからも進み、有収水量も減ってくると思います。先ほどから、職員を含めて、コストカットは自然と進んでいくものだと思います。たしかに企業努力というのも必要ですけども、やはり違った面で企業努力というのはあると思います。水道局は、給水収益が主な収入源というのは分かりますが、やはり企業努力というのは、

そういう給水収益以外に、森響水を作ることに取り組んでこられました。たしかにコストが高くついて、作れば作るほど、コストがかさむというのは聞いておりますが、それ以外の企業努力で、何か収益を延ばせるような事業を考えておられれば、お聞きしたいのですが。

伊藤水道局副局長 他の事業体におきましては、附帯事業ということで、例えば、使っていない土地を有効利用というような形で収益を上げているところもあります。ただ、山陽小野田市につきましては、遊休地とかがあるわけでもありませんし、なかなかそれを貸すというようなところもございませんので、それを事業としてやるということは難しい状況でございます。ただ、例えば、水道用地に建っております電柱とかで収益を上げられるところは上げております。例えば、携帯電話とかの大きな塔というようなところに貸しております土地とかにつきましては、1年間の賃貸借という形で収益を取るようにしておりますし、できることはしていきたいと思っております。まだ、ほかにもいろいろと模索していく必要があるかもしれませんが、それは今後、検討していきたいと思っております。

中岡英二副委員長 そういう事業にも、今後取り組んでいかれるということをお聞きしましたが、そういうことを実施された場合、当委員会にもこういうことをやったとか、そういう御報告があればいいと思います。それともう一つ、8ページの⑨に「国・県補助金（交付金）を積極的に活用し、受益者負担の低減を図る」とありますが、将来的に見て、どのように交付金が納付される可能性があるのか。そして、交付金が納付された場合、どのようにこれが水道料金に反映していくのか、その辺について分かればお聞きします。

岡水道局総務課長 交付金につきましては、事業に対する補助金と捉えていただけたらと思います。現在、私どもが国の制度の中で乗れる交付金事業というのが、主には主要管路、基幹管路の耐震化事業が、事業費の3分

の1ほどの交付がございます。それで、もうしばらくして8億7,400万円の投資を進めていきますと、もう一つ、基準に乗る事業が出てきます。こちらは、配水池であったり、その他の浄水場施設も使えます。事業費の4分の1補助されます。事業規模に比して、たくさん施設を抱えているところは、減価償却費を目安として、一定基準を超えると事業に乗れるようになります。ただ、現在、私どもは減価償却費がその基準に達しておりません。今まで積み残しの事業をもし仮にやっておれば、その事業にもう数年したら乗れるという形は取れたと思いますけれども、現在、減価償却費が少なめに算出されます。既に減価償却が終わった施設もたくさんございますので、これから事業を継続的に行っていけば、そういう有利な交付金事業にも乗っていける予定でございまして、財政計画上もその予定で載せております。主には、資料19ページ、国・県補助金の欄でございます。資本的収支、真ん中より少し下の国・県補助金の欄、令和7年度から少しずつ、令和15年度のところから8,100万円と載っております。令和15年度のタイミングで、先ほど申し上げた、ある一定の基準を超えて基準に乗って、建屋、水道施設等々に関わる補助金が取れはじめるので、財政計画上もそれを見込んでおります。加えて、その交付金が出た金額が補助裏の基準内繰出しというのにも関わってきます。見ていただいた表の二つ下の段に出資金という欄がございましてけれども、先ほど申し上げた令和15年度のところを見ていただくと、この出資金が9,000万円台に乗っております。これが補助裏の基準内繰入れを加えた金額になっております。一定の交付税措置がされるものということなので、市から基準内で繰り入れていただいとということになります。ですから、実際4分の1補助であれば、4分の2ほど資金的には外部調達できるという計画になっております。

中岡英二副委員長 岡課長が言われたことは分かりますけれども、ここに書かれている国・県補助金、電気料金にしたって国から補助が出ております。ガソリン税も補助が出ていますけれども、水道事業にもこういう交付金充てられる可能性があるという意味で、私はこれを理解していたんです。

そして、それが改定率15.幾らの中で、これが反映されてくるのかなと理解していたんですけど、ここの文章は、岡課長が言われた管路の、そういう率によって、交付金が増えるという意味でしょうか。

岡水道局総務課長 はい、おっしゃった後者のことでございます。ですから、前者で言われたのは、近隣他市でも行っている、例えば、何か月か基本料金を無料にしますとか、物価高騰に伴う交付金を、その原資をどちらのほうに振り分けるかということですが、当市では水道料金ではなくて、チケットという形で広く活用されていると理解しております。

川地水道事業管理者 補足ですけど、先ほど副委員長が言われた国からの支援ですね。電気、ガス、それから燃油費については、経済産業省の所管でありまして、事業体が大体民間の事業体なので、国から民間の事業体に直接、財政支援されるというシステムになっております。ただ、残念ながら、水道事業は厚生労働省の所管でありまして、地方公共団体が運営しておりますので、なかなか国から地方公共団体に直接支援というのはなくて、先ほど、岡課長が申し上げましたように、コロナ対策の臨時交付金とかがございますので、それに関して、水道料金の若干何か月分かを充ててもいいよという制度はございます。それを使っている市もありますが、それは最終的にいろいろなメニューの中で、国から市にこれらの臨時交付金に来るだけであって、それを水道料金に充てるか、ほかの事業に充てるかというのは、市の考え方でございまして、本市ではスマイルチケットという形に充てられているので、水道料金に直接は充てていないということです。直接的に支援するのか、間接的に支援するのかの違いではございますけども、そういったシステムになっております。

矢田松夫委員 今日の議題は、ここに書いてありますように、議案第63号、料金改定をするか、しないかということです。その料金改定の料金の値上げについて、あまり質問はないけど、中身に入ります。今日は、これが一番問題なんよ。改正前と改正後になっていますが、先ほどの資料の

20ページも関連するんですけど、私は、一般家庭でいう13ミリメートル口径、いわゆる市民が一番よく使う口径の値上げ幅がやはり一番高くて、ずっと見てみますと、大口利用者の従量料金というのが、今回20円ぐらいしか上がってないんですよ。設備投資を一番よくするところは、大口利用者というか、会社とか事業経営者とか、その値上げ幅の帳尻が合っていないような、いわゆる逓増型というか、使えば使うほど料金が上がりますよと。しかしながら、最初に言ったように、大口利用者が僅か20円でいいのかどうなのか。僕が上げれと言ったら、商売人から石が飛んできてはいけないけど、計算方法を言っているんです。

岡水道局総務課長　大口利用者、口径が大きいところの値上げ幅が少ないという御指摘だろうと思います。今回の改定の趣旨は、施設に関わる更新事業にこれから巨額の資金が必要となるので、新たな負担をお願いしたいということです。元来、水道料金につきましては、従量料金、今回の改定でも若干触っておりますけれども、基本的には従量料金は、1立方メートル使うごとに増える料金です。それに関わるコストが幾らなのかというところになってきます。実際、電気料金と薬品費、あとは受水費ぐらいで、1立方メートル増えるごとに16.13円しかコストは増えないです。現行料金もそうですけれども、従量料金に段階制を踏んで130円、180円、215円、230円という設定を今回しております。他市の料金改定を見ますと、従量料金の逓増性を狭めていたり、逆に本市で言う第2、第3段階に向けて単価を下げていているところもございます。その趣旨は、大口多量使用者に引き続き水道を使っていただくと。言ってみたら、ユーザーの囲い込みをしたいという意味でやっております。受益者負担ということを考えますと、従量料金は基本的には単一料金であり、施設に関わるコストについては、基本料金で全て賄うというのが原則ですが、過去の料金制度もございますので、徐々にそういう方向性には持っていこうと思っております。もう1点、7ページ中ほどに、「使用者の構成（令和4年度決算）」というのが載っております。13ミリメートル口径につきましては、全使用者の87%です。加えて、もう一

つ、家庭用口径20ミリメートル口径が10%、合計で97.2%です。家庭用の負担を10円減らした場合に、残りの25ミリメートル口径以上の2.5%のユーザーにかけるというのは、影響が10円どころではなく、何十倍、何百倍という影響になりますので、できたら、件数の多いところからコストに見合った料金を回収したいというところで、今回の案になっております。ちなみに資料の12ページを御覧ください。前回、説明したとおり、基本料金につきましても、その原価を示しております。従量料金につきましては、そのコストを示しております。計という欄ですけれども、右手の下から二番目の四角囲みになります。167.85円です。これが、原価から算出した1立方メートル当たりの料金でございます。これを家庭用につきましては130円にとどめると、自動的にほかのところで、このコストを回収しなければならないので、第2、第3段階で取っていくという形になります。本則で比較いたしますと、原価の回収率をはじいております。13ミリメートル口径で、ざっと家庭用で御使用になると87%の原価の回収という形になっております。口径40ミリメートル以降につきましては、全て100%を超えております。原価を超えた料金を設定していると。これは、口径が上がるに従って上乗せ部分が増えております。口径150ミリメートルについては、平均で行きますと135%相当の原価回収率となっております。ですから、今回の改定案であっても、家庭用で回収できなかった原価を事業用、営業用のところの口径で回収させていただいているというのは、変わらないという状況でございます。

矢田松夫委員 要約すると、大口利用者については、逆に大きく使用してもらいたいということで、あまり高い値上げをしたくないという結論でいいですか。

岡水道局総務課長 もちろんそういう意向もありますけれども、このたびの料金改定には反映できていないです。新たな負担を求めるに当たって、今まで割引していたところを100%に近づける作業をしたと。今まで1

3ミリメートル、20ミリメートル口径は、原価の回収が8割ぐらいでした。それを若干高めていったと。値上げするに当たって、まず、値引きしているところをある程度、是正していくという形を取らせていただきました。ですから、従来からたくさん負担していただいている中口径、大口径につきましては、横滑りといえますか、大体同じぐらいの負担になってしまったと。是正するまでには至っていないという状況でございます。

恒松恵子委員 給水人口は、資料のとおり99%で間違いないですか。

岡水道局総務課長 これから先、給水人口につきましては、行政区域内人口に近づくことはないと予測しております。何らかの理由で、未利用、自主的に井戸を使用されているところもございますので、普及率が伸びることはないと推計いたしております。直近の実績の比率そのまま給水人口をはじいております。99.5%で設定しております。給水区域内人口に対して、給水人口が幾らかという比率でございます。山陽地区は、全域が給水区域ではございませんので、給水区域外の人口は外して、それで99.5%と設定しております。

恒松恵子委員 現在の給水人口は残り0.7%で、一般財源からの捻出ということであれば、税金の使い方にそちらの住民が不公平感を感じるかもしれませんが、その辺りの対応はどのようになさるのでしょうか。

岡水道局総務課長 委員がおっしゃるところは懸念される点ではございますけれども、全体の99.5%というところもございますし、実際、給水区域外の方も商店とか飲食等で恩恵に預かる可能性もあると。店舗等々の料金転嫁に関わるコストとして、水道代が一般会計の財政支援分ほど安くなるという恩恵の可能性があるということで、私どもは理解しております。

矢田松夫委員 今回の水道料金の値上げについては、受益者負担というか、利用した者が当然払うべきだと。料金は高くなってもいいよと。こういう資料も出ておるし、お金がなければ借金するか、工事を止めるよと。どこかの団体みたいなことを言うんだけど、今回、この7ページについて、いろいろな市民の方から意見を聞きました。施政方針であれば、初めにというところで一番の基本ですが、市民の方に聞くと、確かに管路の補修とか、人口が減って管路の補修もできなくては仕方がないという人もおられたけど、現実には水道が受益者負担で、あまねく公平になっているのかという地域もあるわけですね。例えば、浄水場がつかって水が行かないということが鴨庄でありました。旧山陽地区の人は水が使えない、風呂も入れないということがあったんですけど、現実には電気が止まって、水が行かないところは、市内にかなりあるのではないかと。そういうところを放置して、料金を上げるのかという怒りの声もあったわけです。いわゆる、あまねく公平でない。こういう地域の方について、どうされるのか。そういう地域がまだあるでしょう。例えば、台風で電気が止まる、ビニールが飛んで電線に引っかかって電気が止まる、あるいは竹が落ちてきて電気が止まると。いろいろな想定が実際に起こり、そういったところで水道が止まれば、不便を感じて、もう手洗いに行かない、歯磨きもしないとか、そういう苦痛を感じる実態もあると聞いたんですが、そういったところはどうされるのか。

伊藤水道局副局長 矢田委員の御質問について、私どもといたしましては、このたび鴨庄浄水場の改修によりまして、直送、要するに電気が止まれば水道も完全に止まるというところの解消はできたと思っております。配水池があれば、電気が止まっても、約1日分くらいの対応ができると思っております。結局は止まってしまうと言え、それまでなんですけど。その間に、全てのことに水道局として対応できるかどうか分かりませんが、水道局としても、例えば、給水タンク車の配置とか、その辺のことは対応できると思っております。1日しかないのかと言われれば、それまでですが、その間に水をためておいていただくというような対応を取

っていただいて、あとは止まった地域にほかの地域からの給水タンク車、水道につきましては、例えば、災害があった場合には、応援協定というのがあります。それに沿って、各地から対応していただけるようになっておりますので、もしそのような事態が起こった場合には、今申し上げたような形で対応するようにしていきたいと思っております。

矢田松夫委員　伊藤副局長が言うのは、一般的な災害の回答ですけど、実際同じ自治会におられるんですよ。例えば、A班の集落には常に水道が供給されていると、B班は電気が止まったら水が来ないと。そういう実態が今でもあるでしょう。そういうところについても、同じように料金を上げるのかどうなのか。受益者負担は分かるけど、あまねく公平ではないのではないかと。例えば、光ファイバーが来ても、同じ学校に行くのに、ルーターを貸さないと光が行かないところと、きちんと光ファイバーが利用できるところもあるわけですね。ですから、水道料金を考えると、電気が止まったら水道が行かないところもあるのではないかと。浄水場は、水害の話をしていただけだから、ちょっと話が違うんですよ。

江本水道局次長兼工事管理課長　次長が答えたのは、古い時代に鴨庄浄水場から配水池を使わずにポンプで直接送った時代があったので、多分、そのことを言ったんだろうと思います。そこは、西見配水池を新設したので解消しています。矢田委員が言われているのは、恐らく郊外の特に高所、高いところに個別の小型ポンプをつけて、何軒か加圧して送っているところのことを言われているんだろうと思います。確かに不公平ではないかと言われれば、電気設備を使って送らざるを得ない状況です。一般の大多数は配水池を使って自然流下、自然の圧力で水を供給できるんですけども、やはり限度があります。配水池の高さの制限がありますので、高所に行けば行くほど、やはり水压がなくなって、いずれは出なくなる。例えば、そこへ給水を求められた場合は、水道事業者の施設だけでは送れませんので、個別にポンプを付けてもらうとか、そういう条件で給水を契約した経緯があります。そこについては、確かに結果

だけでいえば、水道設備の状況が違うということで不公平となるかもしれませんが、給水する地形条件が違って、そういう設備を使わないと給水ができないということで給水契約あるいは許可しているという状況が現実にございます。そこは現状として報告させていただきます。

矢田松夫委員　だから、そういうところは水道局も認めているわけですね。ただ、そういうポンプを新たに造ることが設備投資にかかるから、あるいは今みたいに個別で対応しなさいよと。井戸水を掘るのは補助金が出るけど、でも現に山陽小野田市の水道を使っているんですよね。具体的に言いますと、例えば、埴生の福田地区の一部の人は、あまねく公平に使っていないんですよ。そういうところは、市内にほかにもあるんじゃないですか。高いところに家を持っている人。福田地区だけなのか。そこは、もう本当に皆さん困っておられるんですよ。年に何回か電気が来ないから、日常生活が不便になると。どうにかしてくれないかという声もあるんですよね。今回も料金値上げの関係を言うと、料金を上げてもいいから、下の者と同じようにしてくれと。そういうところも含めて、少し検討しないと。それなら、さっき言ったように配水車を持っていくという約束を取ってください。ポンプ小屋を造るのは何億円とかかるから、もし水道が止まったら、市から配水車を持っていきますよと。10軒ぐらいありますよね。そういう約束で料金改定しますとか。市民の方もそういうことを望んでおられますので、そういう人も忘れてはいけないと思う。どうでしょうか。何か代替策がありますか。

岡水道局総務課長　委員がおっしゃることは重々分かっておりますし、過去にそういったこと、要は、平地では普通に水が出るのに、その地区の停電だけで水が行ってないところは、市内に数か所ございます。山陽地区にもございますし、小野田地区にもあります。そのためだけに配水池を据えるということしか解消手段はないと思っております。一旦電気が通っている間に高いところのタンクに水をためておいて、その容量分は停電になっても使えるという形を取るしかない。ですが、配水タンクを一

つ造ると、数千万円から億の金が要ります。今回、停電以外の場合について、総合的に市内全域で災害に強い施設を造っていけば、ポンプの不具合による給水が滞るということは少なくなると思います。ただし、給水車を持っていく約束というのが、仮に、地震等々の被害で市内全域断水という状況になったときに、そここの約束があるから、そこは優先的という約束になりますと、効率的な給水作業もできませんので、なかなかお約束まではできません。総合的に災害に強い施設を造っていかうという方向性は、このたびの事業計画、財政計画の中でも示すことができていると思っております。加えて、周辺郊外につきましては、コスト的に不採算な地点も存在はしますが、給水区域全域にわたって、統一料金で事業を進めていくという立場も御理解いただけたらと思っております。国では、周辺部について、今申し上げました高コストの体制は、管路もつながずに水を給水車で配っていかうという方針も打ち出されております。給水タンク車で、その集落のタンクに入れて、二、三日その水を使っていただくという方針も打ち出されております。ただ、本市は実際にはそこまで踏み込んだような形は、今のところは計画しておりません。できたら、フレッシュな水を普通にお使いいただけるような状況を保ちたいと思っております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。では、換気のために休憩を入れます。40分に再開いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。委員の質疑を求めます。

中村博行委員 一番肝腎なところということで、数字で示していただきたいん

ですけど、19.4%若しくは12.9%の場合の13ミリメートル、20ミリメートル口径のパーセンテージがどのくらい上がるのか数字で示していただきたいと思います。

岡水道局総務課長 御質問の内容を確認させていただきたいんですが、本則19.4%、激変緩和12.9%をした場合の13ミリメートル、20ミリメートル口径の収益全体という形でしょうか。それとも個別の料金が幾らぐらいになるかということでしょうか。

中村博行委員 結局、19.4%の場合に13ミリメートル口径が、その割合でいくと、同様な計算ですと何パーセントになるのかということです。

岡水道局総務課長 水量にもよりますので、前回の説明からずっと目安としてお知らせしている2か月で40立方メートル、1か月に直しますと20立方メートル使った場合の改定率です。現行料金と比較して、13ミリメートル口径については、本則ですと28%、金額ですと税込み5,808円のところが7,414円になります。率としましては、27.7%改定になります。金額ですと2か月で税込み1,606円ほど値上がりとなります。経過措置のところで、13ミリメートル口径で元値段が5,808円のところ6,864円です。差額が2か月で1,056円となります。改定率につきましては18.2%となります。

藤岡修美委員長 20ミリメートル口径はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

森山喜久委員 中村委員の続きになると思うんですけど、8ページの⑦で、小口径（13ミリメートル及び20ミリメートル）のうち生活用水とみなされる使用者群、一番多いところでしょうね。使用水量1か月45立方メートル以下については、あくまで上限で、1か月1,000円で見直して計算しているという理解でよろしいでしょうか。

岡水道局総務課長 この⑦については、1か月税抜きで1,000円以内に収めるように、適正に配賦をすとか、原価の配賦、バランスを取っていかとかと書いておりますけれども、ここの⑦で、ある程度、制限を加えて、市民生活への影響の配慮は、一定のことをしていると理解いただけたらと思います。

中村博行委員 水道局の経営努力はもうずっと認識しているわけですが、そうすると、経営改善を今後していくためには外的なものが必要になってくる気がしています。本会議場でも若干説明があって、平成28年、29年の頃はマスコミでも水道爆発ということで、各地で管の破裂があって、当時は民営化の話が出ていたと思っています。私も随分調べたんですけど、ヨーロッパではイギリスやフランスやドイツが失敗に終わっているということで、国内に目を向けてみると、いろいろな措置をしようということがあって、宮城県が、本格的に県が乗り出してということがあるんですけども、民営化について水道局の今後の方針なり考えをお聞かせ願えればと思います。

川地水道事業管理者 中村委員が言われた宮城県は、特にコンセッション方式です。民営化にはいろいろな方式がございますけども、水道法の改正で、全てを民営化するのではなくて、あくまでも財産は地方公共団体が持ち、運営を委託するというやり方もできますよというのが出てまいりました。その形でやっておられるのが宮城県です。山口県や本市はどうかという話になりますけども、水道事業は、それぞれの自治体で水源があって、それぞれの地理的条件があってとなりますので、なかなかこのコンセッション方式というのが、現状ですと厳しいのかなと思っています。かといって、水道法の改正もありましたので、調査研究は続けていきたいと思っていますけども、現時点では、なかなか具体的に進めるのは難しいかなと思っています。その一方で、山口県もそうですけども、県の中での広域連携プランを3月につくられております。県を3ブロックに

分けて、いろいろやろうとしておられていて、プランはできましたけども、今から具体的な協議には入っていくんだろうと思います。そういった中でも、まだ具体策が決まっておらずで、たしか4年か5年の計画でしたので、今後、考え得ることを考えていくのではないかと。どちらかというと、そういった広域連携プランのほう主流になってくるのではないかと考えております。

中村博行委員 県が乗り出して、宮城県は本格的に何か進めているようですが、これもなかなか難しい状況であることも認識しております。私も香川県に視察に行ったことがあります。その当時、宇部市との広域化ということに絡んで、香川県に視察に行ったんですけども、やはり状況が全然違って、それもよく認識してきました。2市でやるのは、お互いに言いたいことを言い、なかなか難しい問題があるなど。香川県の場合は、やはり10ぐらいあって、自分のところはしたくないけど、自分のところが反対すれば、みんなに迷惑かかるみたいな思いがあったりしてできなかったという例があるんです。そういう意味で、県の方向性もこれから見ていかないといけないかなと思っています。それから、国におかれましては、財源の関係で、水道に持ってくるお金が厚生労働省では足りないということで、国土交通省に変わると。これはもうはっきり決まっていることでしょうか。

川地水道事業管理者 まず、香川県の話ですけども、香川県は県が強いリーダーシップの下でやっておられます。各県で考え方といいますか、やり方が違うので、香川県がやっているから、山口県もというわけにはなかなかいかないだろうなということで、今後、山口県としては、県内の水道局が集まりながら連携を図っていこうと思っています。それから、水道事業の所管省ですけども、法律がもう通っておりまして、今は厚生労働省ですけども、施設の整備については国土交通省、水質に関しては環境省という形で、一つの省から二つの省に分かれるということが既に決まっております。国土交通省におかれましては、もう国の来年度の概

算要求が締め切ってあるんですけども、今後、国土交通省への移管により、どうことが充実されるのかということになると、もう決まっておるのは、公共施設災害復旧事業債は市でも補正などで計上されていますけども、今まで水道事業はそれに入っていませんでした。今後、それが水道事業にも適用されるというのは確定しております。ただ、あくまでも今時点では、まだ災害復旧なので、私どもが望んでおる通常の整備、先ほど岡課長が説明しましたように、今のところ耐震化しかありませんけども、もう少し柔軟な補助体制ができないかということで、私どもだけ単体ではいけませんけども、日本水道協会等が中心となって、今後、そういった補助金の活用について要望していければと思っています。片や水質につきましても、環境省がきちんと指導されるでしょうから、その辺は環境省の指示に従うことになります。

中村博行委員　そういったことによって、水道局の経営も若干光が見えるのではないかという気がしています。国会議員の議員連盟で、水道をかなり気にされている団体の方もいらっしゃると思いますので、その辺は期待したいと思います。それに対して、そういう方々への働きかけが市としても必要ではないかと思います。その辺の考えをお願いします。

古川副市長　今後、水道の所管省庁が変わってくると。厚生労働省が所管しておったのは、市民生活の衛生面からであり、それが高度成長時代に造ったものが、今この時期にいろいろ老朽化しておると。水道は装置産業ですので、国土交通省が所管するというのは、非常にリーズナブルな考え方だと思います。下水道と同じような考え方に立てばいいと。基本的に公共的性格が強い事業ですので、民間委託、コンセッション方式はなかなかない。また、香川県は水源が少ないので、県が一つになって、一県でやろうというような流れですが、基本的には公共的性格が強いので、本市としては、今の形を堅持していくのがベターだろうと考えます。それと、今後、国土交通省に所管が移ったと同時に、先ほど川地管理者も言いましたが、いろいろな補助メニューもある程度、柔軟に対応でき

る中で、今後、工事関係の補助につきましても、日本水道協会を通して要望されるでしょうけど、これはどこも同じ状況ですので、執行部としても、市長会等々を通して要望していくように持っていきたいと考えます。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）原則に戻るんですけど、理想の改定率を32.5%と上げておられますよね。7年前に15.18%の引上げで議会が否決ということだったんですけど、単純に考えて、この15.18%を7年経過して、諸般の事情を考慮した上で、改定率が32.5%ということで理解していいですか。

岡水道局総務課長 その当時と状況が変わっています。その直前の決算状況が変わっています。電気代等々が1,000万円単位で高騰しているところもありますし、主に建設物価の高騰が大きく関わっております。その当時の料金収入の15%相当が財源として不足するという形で、前回15%だったのが、今回、同じような計算をしますと、理想改定値として見たら32.5%という結果になったということです。

藤岡修美委員長 32.5%というのは、なかなか受け入れにくい数字ではあるけど、これが現実だというのは認識しておかなければならないと思います。そこで、改定資料の7ページです。今回の料金改定は、「子や孫と共に支える、水道システム」という、いいキャッチフレーズがありますけれども、7ページの下から8行目から、「使用者間の負担の公平性をとるとともに、世代間の負担の公平性にも着目し」とあります。この理想である32.5%について、今回の議案の中身で、改定率を3回に分けてやられていますよね。それで、1回目が19.4%ということで、これの改定が、そこに書いてある「世代間の負担の公平性」に影響はないのかをお聞きしたいと思います。

伊藤水道局副局長 理想を言えば、先ほど委員長が言われましたように、この

1回で32.5%全てをとという形を取るのが一番理想と思います。ただ、それですと、やはり市民の生活等、いろいろな面において、なかなか厳しいというところを鑑みますと、私どもが今から、子や孫のために施設を更新するにおいて、一番ぎりぎりのところが19.4%になっております。追加資料を見ていただきたいのですが、1を見ていただきますと、1回ですと32.5%、累計の改定率も同じになるんですが、試算2のところ、3回ですとトータル的には38.3%となります。1回よりもやはり増えております。それを試算として5回、10回とやっておりますが、それですと、実際の改定率がかなり上がってきております。世代間の公平性も、私どもとして考えていく必要がありますので、この3回で収めたいと。本来であれば1回でやりたいところですが、今の使用者の状況も鑑みまして、3回で行く形を取らせていただいたということです。

藤岡修美委員長　ということで、今回の改定は、子や孫に押しつける水道料金の改定システムではないと理解していいですか。

伊藤水道局副局長　ゼロとは言えませんが、なるべくかけないような——私たちとしては、若い世代にもこの山陽小野田市に定住していただきたい。その辺も考えまして、この改定率で提出させていただいたと御理解いただければと思います。

中島好人委員　この大幅な水道料金の値上げは、自治基本条例第27条を読みますと、「市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協創の考え方に基つき取り組みます」という項目があるんですけども、この水道料金の見直しが重要な案件となるのかについて、お尋ねしたいと思います。

古川副市長　自治基本条例第27条第2項には、パブリックコメント等についても、市税の賦課、徴収並びに負担金、使用料及び手数料、その他の金銭の徴収に関するものは除くと規定がありまして、これはいみじくも手

数料、使用料の増加になりますので、この水道料金につきましては、この自治基本条例の適用除外と理解しております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。かなり重要な議案でありますので、ここで自由討議に入りたいと思いますが、意見のある委員の挙手を求めます。

中村博行委員 一つ紹介したいと思うんですが、岩手県矢巾町で、この水道について、「住民参画の水道サポーター制度を発足させ、住民、職員等の意見を重ねながら、水道事業に当たっていると。彼らは水道料金を上げても、今の水質を維持し、未来の子供たちに安全な水道を残さなければならないという意見に至ったそうです」とあって、まさに今回、先ほど委員長が指摘されましたように、我々が未来にどう残していくかということになると思いますので、この議案は、速やかに賛成すべきではないかという気がしております。

矢田松夫委員 7 ページにも書いてありますように、安心して本市に住み続けていただけるよう、料金改定を飲めと書いてありますが、値上げをすることによって本当に安心して本市に住み続けることができ得るのか。たかが水、されど水、しかし、今回の大幅値上げについては、もう少し住民の声を聞くべきだと、それが私たちの責務ではないかということです。

中島好人委員 今の御時世、市民生活の実態、やはり水道は高いから要らないというわけにいかない。先ほど目標が 99.5% の普及率とありますし、水道法の目的は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する」と。この目的に照らして、やはり生存権にも関わってきているし、まさに公衆衛生の問題が大きくなってきているのではないかと。まだ、新型コロナウイルス感染症がかなり広がっている中で、手洗いやうがいを奨励するわけですね。値上が

りしたことによって、これを控えていくようなことになり、感染していくとなると、その人の周りではなくて、隣の市や地域にも影響していくような状況にもつながってくるわけですね。だから、値上げされることで、こうしたことが想像されるわけですね。先ほど関係ないと言われたんですけども、市民の意識、市民の理解度、市民がそういったことをまだ知らない状況の中で、議会が決めてしまうのはどうなのか。やはりもっとこのことを知ってもらうことが大事だと思います。今日の今日に結論を出すのではなくて、一定期間を置く必要があるのではないかとということで、継続審査が適当ではないかと思っています。

森山喜久委員 個人的な体験として、2010年の厚狭川の氾濫で、私自身、数日間にわたる断水を経験しました。改めて水道というのは、市民生活になくてはならない重要なライフラインと再認識させてもらいました。このたび、現行料金のままでは5年で財政破綻になる危険があるということで、それは本当に避けなければならない。そして、安全で安心な水を将来にわたって、安定して供給してもらうためにも、老朽化した水道施設や設備の更新を対応していくと。そうすることで、長期間にわたる断水などのリスクが少なくなると認識しています。このたび、執行部としても激変緩和として、4年間、3分の1を負担すると決断されている。それを評価する中で、このたびの議案について賛成したいと思います。

恒松恵子委員 電気、ガスや食料品など、生活するに当たって、あらゆるものが値上げされておりますが、水道事業に関しても、経費がかかることは理解しました。市民や事業者にとって大変厳しい状況ではありますけれども、アセットマネジメント計画に基づいた水道管路をはじめとする老朽化した設備の更新は、喫緊の課題であると受け止めました。類似団体との比較や将来にわたっての財政計画など、御提出いただいた資料を今以上理解することに努めまして、安心安全な水道事業の展開のためにも、今回はやむを得ないかなと思っております。

中岡英二副委員長 水道局からたくさん資料を頂いて理解できたつもりです。

とにかく有収水量が減ってきて、企業としての経営がかなり難しくなると。そうした中で、管路の更新率が低い。ましてや、山陽小野田市は他市に比べて老朽化した管路がかなり多いということで、地元がそういう断水になった経験はありませんが、これからは南海トラフなどの災害に備えるためにも、管路の更新は喫緊にやっていかないといけないと思います。されど水と言われますけど、飲み水はたしかにスーパーに行ったら、2リットルの水を手配できます。しかし、毎日の歯磨きやお風呂や洗濯や水洗、トイレも使用できなくなりますよ。そうした中で、家の中ではどうするかと。配水車も来ると思いますが、川に水をくみに行くような場面もあるかもしれません。そこは少しオーバーかもしれないですけど、やはり管路の更新は、喫緊の課題だと思います。それを積極的に進めていって、子供や孫の負担をできるだけ軽減していただきたいと思っています。そして、19.4%という率の妥当性については、すごく疑問に思っておりました。そうした中で、水道局から何パターンか出されて、これがやはり最善ではないかと言われていています。私もこれを見まして、たしかに30何パーセントに一括の値上げは、利息を考えれば安くつくかもしれませんが、やはり一括ではなく、何回かに分けてやると。そうした利息の面から考えても、二番目の案の19.4%の妥当性は理解したつもりです。そして、市からも緩和策として、まれな一般財源からの支出が4年間行われるということで、市も本気でこの事業を支えていきたいという考えが分かります。そうした中で、議案に関しては賛成の方向でおります。

中島好人委員 一つは自由討議という意味合いもあるんですけども、やはり値上げです。先ほど質疑の中で言いましたけども、水道局内で努力しても採算が取れないのであれば、一般会計からの繰入れもありますので、激変緩和の12.9%を良しとするのではなくて、その辺の拡大等が必要ではないかと思っています。先ほど、継続審議にして、もっと市民に浸透させる必要があるのではないかと発言しましたが、なかなか賛同も得ら

れない。賛成が多いならば、一旦、これは取り下げて、もっと慎重に、市民への説明が大事ではないかと思います。

矢田松夫委員 今日議論でも明らかになったわけですが、結局、自助努力というか、経営努力をどのようにされるのか。ただ単に数字を示して、更新費用の削減といった数字だけを見て、オオカミ少年のように、だから値上げしないといけないよというのではなくて、もう少し丁寧に「なるほど、水道局もこれほど経営努力をした。これなら、値上げも仕方ないな」というような説得力のある資料を出すべきなのに、それがなかったわけです。ただ、あるのは、先ほど言いますように、アセットマネジメントの数字だけで、「大変だ、大変だ。お金がなければ工事を止めるよ、水道も止めるよ」と。こういう脅かしの文言があちこちにあるわけですね。ではなくて、もう少し丁寧な説得力ある資料を出すべきだということで、結論については、時期尚早ではないかと思うわけです。それから、もう一つは、7 ページの一番最後、先ほど委員長も言われましたけれど、結局、現在の使用者が40年間責任を持たないといけないというのは、どこにその保証というか、責務があるのかと。今の人が面倒を見よと書いてありますが、とてもではないが、40年先も今の人が見れるような状況ではないわけ。というのは、周りを見ても分かりますように電気、水道、ガスが全て値上がるような非常に生活環境が破壊されている現状を見ると、市民が納得できるものなのかということに非常に疑問があります。

中村博行委員 この水道料金改定については、今回ぽっと出の議案ではないんですね。結局、平成28年からずっと継続した内容で、その当時からすれば、むしろ議員側の怠慢もあるかなと、私自身、反省しております。この間、水道局は宇部市との統合に向けての協議とそういったコストダウンに向けて、かなり努力されてきたということがあります。あくまでも住民への説明は確かに必要ですけども、前回も12会場で30人ぐらいしかお見えにならなかったということであるならば、むしろ、これか

らに向けた説明をしっかりとしていただいたほうが身になるのではないかと考えています。先日から市民の声をいろいろ聞いてまいりました。中には、「もう30年も値上げしていないんだから、これはやむを得ないな」というような声が圧倒的に多かったということも実感しましたので、その辺りを含めて考えていけたらと思います。

矢田松夫委員 中村委員が言われたように、そういった声を委員会がどのように拾っていき、どのように集約していくのかも大事と思うんです。例えば、市民懇談会なども必要だろうと思うんです。私も個々には聞きましたよ。それは賛成も反対もあるわけですよ。しかし、その声を委員会が全体的にどう集約して結論を出すのか。こういった手段も必要と思うんですよ。それをしないままで賛成か反対かの意見だけというのは、市民の福祉の向上につながるのかということにおいて、私は非常に疑問を感じます。やはりまとまって、みんなで市民の声を集約すると。これも集約方法の一つの手段だと思うんです。

中島好人委員 議会基本条例もありますし、市民に対して責任を負う場にあるんですよね。執行部の説明はいろいろありますけども、議会として、市民への説明、市民の声を行政にどのように生かしていくか。市民にもっと意見を聞くとか、市民参加の論議とかが議会の果たす役割ではないかと思いますので、継続して市民の参画に議会として、力を注ぐべきではないか。ここで市民の声を何も聞かないで決めてしまって、それで議会としての責任が果たせるのかと思います。

森山喜久委員 水道料金の改定について、このたびが初めてではないということは、この間の議論でも再三あったと思います。平成28年12月議会に出された内容もそうですし、広域合併での議論でも、広域合併になっても水道料金はどうなるんだというところで、やはり市民一人一人は、そこについて疑問を持ち、注視していたところと思います。このたび、そういうところも踏まえた上での水道料金の改定であると。また、昨年

12月においては、電気料金の高騰による補正が組まれました。その分でも、令和3年度と比較すれば、1.5倍ぐらいの動力費が必要になってくる見込みだと。そういった費用がかかる中で、水道局としても鋭意努力をされてきたと思います。ただ、今まで努力してきても、もう本当に限界に来ている状況を見る中で、やはりこのたびは水道料金を改定せざるを得ないと。その率がどうなのかという話にはなるかもしれませんが、先ほど触れさせてもらいましたが、1か月に1,000円、税込みで1,100円以内と判断し、あくまで最善策を見ながら、配慮しながらやっつけられている状況を鑑みれば、そういったところを評価していくべきだと思っています。そして、それらの今までの議論を含めて、議会としては市民に説明していく責任を負わされていると認識しております。

恒松恵子委員 水道事業に関して、料金については、ずっと協議してまいりました。いろいろ厳しい文言もありましたけれども、市民の理解を得るための危機感を表していると感じております。今回、本市の特性や地域性を鑑みた類似団体の資料を初めて拝見しました。そのような厳しい状況を考えてみますと、私はこれから市民、事業者の理解に努めてまいりたいと思っております。

中岡英二副委員長 私たち議員の後ろには、かなりの市民が控えております。そうした中で、議員として、議会としての説明責任をいかに果たしているかと頭の中で考えております。恒松委員と同じような考えですが、確かに水道局ももちろん説明責任はあると思います。私どもも多くの市民を後ろに抱えております、議員ですから。そうした中で、その方たちにどのように説明していくのがいいか、これから自分自身考えていきたいと思っております。

矢田松夫委員 二者択一というか、決まった後に私たちが説明するのか、あるいは決まる前に説明するのか。どっちの手法を取るかだけです。でも、やはり私たちの責務としては、決まる前に全て説明するのが筋だと思う

んです。説明はさっき言いましたように、個々でやる方法と集団でやる方法、いわゆる市民懇談会などで一つにまとめるのか。議会報告会もそうですけど、決まったことを説明して何になるのかと市民の方によく言われるんです。決まるまでの過程が問題であると。決まるまでの過程、プロセスが大事であると。今回は一旦原点に戻って、市民の皆さんがどう考えているのかという手法も大事だろうと思います。

中島好人委員 説明というよりも市民参画です。市民と共に進める中で、もっと意見を聞くことが大事ではないかと思います。また、1,000円以下にというのは、極力、もう水を使わないようにということにつながっていく。さっきも言いましたように、やはり公衆衛生上いろいろな問題が生まれてくる可能性もあるのではないかと思うわけです。だから、手放しで喜べない内容も含んでいるのではないか。そんなところも、もっともっと市民に説明して——このたび提案されて決めてしまう。こんなことでいいのか。せめて次の議会まで審査するというのが、必要な処置ではないかと思います。

藤岡修美委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、自由討議を終わります。討論に入りたいと思います。討論はありますか。

中島好人委員 さっきも言いましたように、討論というよりも、時期尚早で、今の時点では継続審査が望ましいと思います。

中村博行委員 それでは、賛成の立場から討論します。この議案については、平成28年に料金改定を否決しました。その際に、水道局に対して、数々の要望なり条件なりを出しました。その一つが、その後の説明会であり、また、宇部市との広域化を進めてはどうかというような意見もありましたが、大局的にもうその時点で、水道の財政については、いずれショートするというような見方が大半だったと思います。その後、水道局は説

明会を十分にされて、宇部市との広域化にも向かわれた。また、経費削減についても、職員の減員あるいは宇部市と薬品を共同購入するようなこともされてきたということで、本当にある意味、弓折れ矢尽きたかなというほどの努力をされてきたと思います。そこで、市の監査委員の審査意見書にもしっかり述べてありますように、やはり料金改定による財源確保が必要であるというように、最後に締めくくってあります。その上、激変緩和措置もされました。これは未来に禍根を残してはならない、我々の責務ではないかと思いますので、賛成したいと思います。

中島好人委員 私の立場ですけれども、ぜひ継続審査か否かかどうかというのを諮ってもらわないと、賛成意見が出てきているわけですから、中途半端になってしまうので、そういうことを諮っていただきたいと思います。

藤岡修美委員長 今、継続審査はどうかという……（発言する者あり）それでは、5分休憩して、35分に再開します。

午前11時30分 休憩

午前11時58分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めて、以上で討論を終わります。

中島好人委員 先ほど討論の中で、私は市民に周知されていないので、継続審査を求めました。本来なら、討論でなくて自由討議の中で主張して、そして、それを諮ってもらうことを望んだわけですが、討論の中で言ってしまった。ぜひ委員長、継続審査の賛否を諮っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤岡修美委員長 中島委員から、継続審査の賛否を取ってほしいという意見がありましたので、皆様に諮りたいと思います。議案第63号について、継続審査を望まれる委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 2名賛成ということで、継続審査としないことに決定しました。それでは、これより議案第63号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 賛成多数により、本件は可決すべきものと決定しました。以上で、議案第63号の審査を終わります。5分休憩して、審査番号2に移りたいと思います。

午後0時 休憩

午後0時5分 再開

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を再開します。審査番号2、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について」の審査に入りたいと思います。お手元に資料が配付されていると思いますが、全国シルバー人材センター事業協会の統一要望となっておるようで、議長宛てに要望書が出ております。いかがいたしましょうか。これについては、この中身について、予算あるいは決算の審査のときに執行部に投げかけているところでもありますので、今後も引き続き、委員会で対応するという事でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）インボイスも予算化されていると聞いておりますので、そういうことで

終えたいと思います。それでは、引き続き審査番号3、閉会中の継続調査事項についてです。これも資料にあります。引き続き、この中身でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）本日の審査は全て終了しました。これをもちまして、産業建設常任委員会を終わります。

午後0時7分 散会

令和5年（2023年）9月11日

産業建設常任委員長 藤岡修美